（証券コード　３０５８）
2020年６月８日

株　主　各　位

名古屋市瑞穂区新開町18番22号
株式会社三洋堂ホールディングス
代表取締役　加　藤　和　裕

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月22日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年６月22日（月曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　別紙の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』の使い方」もあわせてご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月23日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前９時15分）

２．場　　所　名古屋市瑞穂区新開町18番22号
当社本部　５階　大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会お土産配布の中止について

株主総会当日にお配りしておりましたお土産の配布につきましては、諸般の事情により、前年に引き続き中止させていただいております。株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申しあげます。

３．目的事項

報告事項
１．第43期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第43期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権行使の取扱いに関する事項

（１）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、インターネットにより重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

（２）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

以上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日、当社では節電に協力するため軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

２．次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://ir.sanyodo.co.jp/)に掲載することにより開示しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・主要な営業所（2020年３月31日現在）
・業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

３．当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款に定めています。

当連結会計年度の配当につきましては、当社グループの現段階の利益水準及び将来の事業展開に備えた資金を優先的に確保することが長期的な株主利益に繋がるとの判断から、無配を継続させていただきます。

４．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

＜決議通知について＞

本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト(https://ir.sanyodo.co.jp/)に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申しあげます。

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権行使またはインターネットによる議決権行使をお願い申しあげます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申しあげます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対いたします。

会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。

また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。

その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

（https://ir.sanyodo.co.jp/）

また、当日は出席株主様の座席の間隔を可能な限り確保するため、例年より会場席数を制限させていただきます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申しあげます。

なお、議決権の行使は、議決権行使書の郵送、インターネットによる方法もございます。スマートフォンでの議決権行使も可能になりましたので、株主の皆様におかれましては、可能な限り議決権の事前行使をお願い申しあげます。

株主の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、時節柄、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期（2019年秋頃）までは企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調にありましたが、消費税増税や人件費・物流費上昇に加え、新型コロナウイルス感染症拡大を背景とした社会全般にわたる不透明感が一気に進行いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、動画や音楽配信、スマートフォン等による時間消費の多様化の影響を受け、雑誌やレンタルの市場縮小が続く一方、楽しさや学び、健康等を大切にするライフスタイルの定着により、新たな市場が広がりをみせています。

このような経営環境のもと、当社グループは新本と古本を併売するハイブリッド型書店を核として、ＤＶＤ・ＣＤのレンタルや文具・雑貨などの販売部門を顧客のニーズの変化にあわせて展開するとともに、学びたい、健康になりたいといったニーズにあわせてフィットネス、教室等を併設した店舗を「ブックバラエティストア」として展開を進めております。

当連結会計年度においては、アクロスプラザ恵那店（岐阜県恵那市）の移転増床と、高浜Ｔぽーと店（愛知県高浜市）の増床をおこないました。一方で、３店舗１校を閉店したことから、当連結会計年度末時点で77店舗３校となりました。また、養老店（岐阜県養老郡）、知立店（愛知県知立市）の２店舗に「スポーツクラブアクトスWill_G（ウィルジー）」を導入し、フィットネス導入店舗は10店舗となりました。

オペレーション面では、前年度に引き続きレンタル専用セルフレジを７店舗、物販・レンタルを同時に取扱い可能な統合セルフレジを25店舗（レンタル専用からの切り替えを含む）に導入し、セルフレジ導入店舗は46店舗となりました。そのほか、営業時間の見直しを16店舗でおこなうなど、収益力強化のために抜本的な生産性向上策を進めております。さらに、12月には決済方法の多様化対応の一環として、PayPay・LINEPayを全店舗に導入し、その後もauPAYを追加するなどキャッシュレス決済を推進いたしまし

た。

また、新型コロナウイルス感染症対策としてフィットネス・教室の休業、一部店舗の営業時間短縮、店内での感染予防対策を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高199億65百万円（前連結会計年度比2.1％減）、営業利益１億51百万円（同370.1％増）、経常利益２億７百万円（同226.9％増）となり、繰延税金資産の取り崩しを10億15百万円実施したことと減損損失を５億25百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は13億４百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失３億８百万円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

ⅰ.個人顧客事業

個人顧客事業の売上高は、新規事業部門、文具・雑貨・食品部門、古本部門、ＴＶゲーム部門が健闘いたしましたが、その他の各部門で厳しい推移が続き、全体では196億64百万円（前連結会計年度比2.4％減）となりました。また、移転増床やフィットネス事業の拡大を進めましたが、経費削減にも取り組んだことから、セグメントの営業利益は１億99百万円（同102.7％増）となりました。

個人顧客事業の主要な部門の売上高は、書店部門125億70百万円、レンタル部門20億45百万円、文具・雑貨・食品部門19億81百万円、セルＡＶ部門12億34百万円、ＴＶゲーム部門７億50百万円、古本部門６億60百万円、新規事業部門４億21百万円となりました。

増収部門の売上高前連結会計年度比は、文具・雑貨・食品部門1.7％増、古本部門5.2％増、ＴＶゲーム部門7.2％増と堅調でした。また、新規事業部門は、フィットネス事業が売上に貢献したことから36.2％増となりました。

同様に減収部門は、書店部門2.6％減、レンタル部門12.3％減、セルＡＶ部門6.1％減となりました。レンタル部門とセルＡＶ部門につきましては、マーケット縮小の影響が大きく、今後も減収傾向は続くと考えております。

ⅱ.サービス販売事業

不動産賃貸収入、自動販売機収入、受取手数料、保険代理業収入などによるサービス販売事業の売上高は、２億98百万円（同14.7％増）となり、セグメントの営業利益は２億８百万円（同12.1％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、３億63百万円であります。その主なものは、下記のとおり新規出店１店舗、フィットネス事業３店舗、既存店の増床及び改装、セルフレジ、及び情報システムの投資に伴う設備投資３億11百万円であります。

	店　名	開店日・改装日
新規出店	アクロスプラザ恵那店	2019年９月13日
フィットネス事業	３店舗	－
増床	１店舗	－
改装	５店舗	－
セルフレジ	32店舗	－
情報システム	本部	－

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 40 期 (2017年3月期)	第 41 期 (2018年3月期)	第 42 期 (2019年3月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売　上　高(百万円)	22,124	21,327	20,400	19,965
経　常　利　益(百万円)	274	277	63	207
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	68	5	△308	△1,304
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	11.60	0.98	△45.72	△179.08
総　資　産(百万円)	15,488	15,842	17,353	14,794
純　資　産(百万円)	3,354	3,377	4,460	3,136
１株当たり純資産額(円)	569.63	574.06	612.37	430.65

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社三洋堂書店	10,000千円	99.0%	書籍、雑誌等販売事業
株式会社三洋堂プログレ	10,000千円	97.5%	損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、映像・音楽配信を始めとするコンテンツ消費の選択肢が多様化したために、雑誌やＤＶＤ・ＣＤなどを販売・レンタルする市場の縮小が続いております。

また、お客様による実店舗の選択に、インターネット上の接点の重要度が高まりを見せております。人件費コスト、物流コストの上昇など、店舗の経費構造に関しても、悪化が懸念される状況であります。

これらの課題意識のもとに、以下の項目に取り組んでまいります。

①事業ポートフォリオの見直し、新事業・商材・サービス開拓

雑誌・ＤＶＤ・ＣＤの縮小、フィットネス・古本・文具雑貨の拡大、新規事業・商材開拓、異業種テナントの誘致等

②店舗コスト構造の見直し

セルフレジ導入、営業時間見直し、業務の見直し等

③顧客との接点の見直し

SNSを活用した来店動機の拡充、実店舗の外部向け告知拡充、インターネット広告や自社サイトの充実等

④人材の獲得と教育

適切なコスト負担により人材獲得、教育投資等

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、個人顧客事業及びサービス販売事業を主たる事業としております。各事業の内容は以下のとおりです。

① 個人顧客事業

当社の子会社である株式会社三洋堂書店による、本、文具・雑貨、菓子、映像・音楽ソフト、ゲームソフト等の新品販売及び本、ゲームソフト等のリサイクル並びに映像・音楽ソフト、コミックのレンタルを主とする小売事業、フィットネス事業及び幼児・児童からシニアまでを対象とする教育事業を主に展開しております。

② サービス販売事業

飲料及び玩具の自動販売機設置や不動産賃貸並びに当社の子会社である株式会社三洋堂プログレによる保険代理業等、個人顧客事業に付随するサービス販売事業を行っております。

(6) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
個人顧客事業	198（813）名	△2（△46）名
サービス販売事業	1 （0）名	－ （－）名
全社（共通）	13 （0）名	2 （－）名
合計	212（813）名	－（△46）名

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（１日８時間換算）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
54（19）名	△3（△1）名

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（１日８時間換算）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
豊田信用金庫	1,078百万円
株式会社愛知銀行	672
株式会社商工組合中央金庫	452
株式会社三井住友銀行	259
株式会社十六銀行	241
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	105
株式会社大垣共立銀行	80
株式会社百五銀行	56

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　19,200,000株

(2) **発行済株式の総数**　7,400,000株（自己株式116,606株含む）

(3) **株主数**　5,581名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社トーハン	2,658,000	36.49
有限会社日和エステート	1,707,300	23.44
加藤和裕	741,700	10.18
三洋堂ホールディングス取引先持株会	220,500	3.02
豊田信用金庫	203,600	2.79
三洋堂ホールディングス従業員持株会	127,089	1.74
加藤憲ホールディングス株式会社	70,000	0.96
朝倉潤真	67,000	0.91
株式会社ゲオホールディングス	60,000	0.82
加藤千恵	35,500	0.48

（注）１．当社は、自己株式を116,606株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加　藤　和　裕	最高経営責任者兼最高執行役員 株式会社三洋堂書店代表取締役社長 株式会社三洋堂プログレ取締役
取締役副社長	亀　割　　卓	上席執行役員管理本部長兼総務部長
取　締　役	伊　藤　　勇	執行役員経営企画室長
取　締　役	加　藤　正　康	株式会社三洋堂プログレ代表取締役社長
取　締　役	小　林　憲　司	株式会社コバック代表取締役社長 有限会社アチーヴメント名古屋代表取締役 株式会社コバックホールディングス代表取締役 株式会社ケントリー代表取締役会長 株式会社コバックインターナショナル代表取締役 株式会社キャンピングクラフト代表取締役
取　締　役	杉　本　香　織	オーケーズデリカ株式会社代表取締役社長 株式会社菜友代表取締役
取　締　役	藤　崎　　恵	株式会社トーハングループ書店事業部第二グループマネジャー
常勤監査役	佐々木　信　生	
監　査　役	森　島　康　雄	OFFICEモリシマ代表 株式会社マリノ社外取締役(監査等委員) 税理士法人Bricks&UK顧問 ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外監査役
監　査　役	三　上　友美恵	株式会社トーハン・コンサルティング人材サービス事業部部長

（注）１．取締役小林憲司氏、杉本香織氏、及び藤崎恵氏は、社外取締役であります。
２．監査役森島康雄氏及び三上友美恵氏は、社外監査役であります。
３．監査役三上友美恵氏の戸籍上の氏名は、藤岡友美恵であります。
４．当社は、取締役小林憲司氏及び取締役杉本香織氏並びに監査役森島康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．取締役加藤正康氏及び取締役藤崎恵氏並びに監査役佐々木信生氏は、2019年６月25日開催の第42回定時株主総会において新たに選任され同日付で就任いたしました。
６．監査役星野晋氏は、2019年６月25日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
７．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
亀　割　　卓	常務取締役 上席執行役員総務部長	取締役副社長 上席執行役員総務部長	2019年６月25日
亀　割　　卓	取締役副社長 上席執行役員総務部長	取締役副社長 上席執行役員管理本部長兼総務部長	2019年10月16日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (2)	46,830千円 (2,400)
監査役 （うち社外監査役）	3 (1)	5,430 (1,200)
合計	8	52,260

（注）１．取締役の支給人員は、無報酬の取締役２名を除いております。
２．上記以外に使用人兼務取締役へ当事業年度に支給した使用人分給与及び賞与は9,730千円であります。
３．取締役の報酬限度額は、2000年11月24日開催の第23回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。なお、使用人分給与及びストック・オプション報酬額は含んでおりません。また、別枠で、2009年６月24日開催の第32回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2000年11月24日開催の第23回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

・社外取締役小林憲司氏は、株式会社コバックのほか、前頁の(1)の表中に記載のとおり数社の代表取締役でありますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役杉本香織氏は、オーケーズデリカ株式会社、及び株式会社菜友の代表取締役でありますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役藤﨑恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンのグループ書店事業部に所属しております。当社と株式会社トーハンとの間には定常的な商取引の関係があります。

・社外監査役森島康雄氏は、OFFICEモリシマの代表のほか、株式会社マリノの社外取締役（監査等委員）、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の社外監査役、及び税理士法人Bricks&UKの顧問でありますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外監査役三上友美恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンの子会社である株式会社トーハン・コンサルティングの人材サービス事業部部長であります。当社と株式会社トーハンとの間には定常的な商取引の関係がありますが、当社と株式会社トーハン・コンサルティングとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 小 林 憲 司	当事業年度に開催された取締役会13回のうち９回に出席いたしました。 長年にわたる会社経営で培われた経験及び見識、特に経営計画や事業開発に関する高い見識から、議案や審議等につき必要な意見の表明を適宜行っております。
社外取締役 杉 本 香 織	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席いたしました。 企業経営者としての経験と知識、特に消費者動向に関する高い見識から、議案や審議等につき必要な意見の表明を適宜行っております。
社外取締役 藤 﨑 恵	2019年６月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回に出席いたしました。 書店業界における経験及び見識から、議案や審議等につき必要な意見の表明を適宜行っております。
社外監査役 森 島 康 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 株式会社名古屋証券取引所をはじめその経歴から培われた経験及び見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適時必要な発言を行っております。
社外監査役 三 上 友美恵	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 書店業界における経験及び見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適時必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、長期的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、キャッシュ・フローを重視したローコスト経営を推進し収益力の向上に努めるとともに、今後の事業展開に備えて財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当等の決定機関は、中間配当、期末配当とも取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当社グループの現段階の利益水準及び将来の事業展開に備えた資金を優先的に確保することが長期的な株主利益に繋がるとの判断から、無配を継続させていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のための設備投資等に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**9,466,923**	**流動負債**	**8,151,640**
現金及び預金	3,518,358	支払手形及び買掛金	6,872,965
売掛金	287,742	１年内返済予定の長期借入金	514,044
商品	5,390,105	未払法人税等	12,283
その他	270,717	賞与引当金	46,993
固定資産	**5,327,624**	ポイント引当金	117,140
有形固定資産	**4,000,976**	資産除去債務	34,271
建物及び構築物	1,468,836	その他	553,942
土地	2,082,910	**固定負債**	**3,506,305**
建設仮勘定	44,084	長期借入金	2,431,842
その他	405,145	退職給付に係る負債	324,660
無形固定資産	**94,082**	資産除去債務	611,855
投資その他の資産	**1,232,565**	繰延税金負債	66,598
投資有価証券	178,705	その他	71,348
差入保証金	1,027,437	**負債合計**	**11,657,945**
その他	26,421	**純資産の部**	
		株主資本	**3,052,648**
		資本金	1,986,000
		資本剰余金	1,721,244
		利益剰余金	△554,076
		自己株式	△100,520
		その他の包括利益累計額	**83,954**
		その他有価証券評価差額金	71,814
		退職給付に係る調整累計額	12,139
		純資産合計	**3,136,602**
資産合計	**14,794,548**	**負債・純資産合計**	**14,794,548**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,965,194**
売上原価		**13,834,761**
売上総利益		**6,130,432**
販売費及び一般管理費		5,978,588
営業利益		**151,844**
営業外収益		
受取利息	6,175	
受取配当金	5,744	
受取保険金	7,960	
受取賃貸料	4,678	
リサイクル収入	10,826	
協賛金収入	2,882	
排出権収入	7,721	
受取補償金	10,023	
その他	17,908	73,922
営業外費用		
支払利息	17,593	
その他	823	18,417
経常利益		**207,349**
特別利益		
固定資産売却益	48,338	
投資有価証券売却益	6,852	55,190
特別損失		
固定資産売却損	43,981	
固定資産除却損	349	
減損損失	525,248	
その他	21,062	590,642
税金等調整前当期純損失		**328,101**
法人税、住民税及び事業税	11,498	
法人税等調整額	965,471	976,970
当期純損失		**1,305,072**
非支配株主に帰属する当期純損失		792
親会社株主に帰属する当期純損失		**1,304,279**

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,812,480**	**流動負債**	**1,147,597**
現金及び預金	2,524,334	短期借入金	300,000
前払費用	9,748	1年内返済予定の長期借入金	514,044
未収入金	277,381	未払金	81,021
その他	1,016	未払費用	15,324
固定資産	**4,914,166**	未払法人税等	3,102
有形固定資産	**3,590,912**	預り金	1,291
建物	1,298,330	前受収益	180
構築物	55,752	賞与引当金	13,596
車両運搬具	621	ポイント引当金	117,140
工具、器具及び備品	124,187	資産除去債務	34,271
土地	2,094,847	その他	67,625
建設仮勘定	17,172	**固定負債**	**3,482,840**
無形固定資産	**94,082**	長期借入金	2,431,842
借地権	69,211	退職給付引当金	342,138
ソフトウェア	20,366	資産除去債務	610,733
その他	4,505	繰延税金負債	64,468
投資その他の資産	**1,229,171**	その他	33,658
投資有価証券	171,955	**負債合計**	**4,630,438**
関係会社株式	14,029	**純資産の部**	
長期前払費用	17,426	**株主資本**	**3,024,394**
差入保証金	1,025,417	**資本金**	**1,986,000**
その他	342	**資本剰余金**	**1,720,996**
		資本準備金	1,712,533
		その他資本剰余金	8,462
		利益剰余金	**△582,081**
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	△602,081
		別途積立金	700,000
		繰越利益剰余金	△1,302,081
		自己株式	**△100,520**
		評価・換算差額等	**71,814**
		その他有価証券評価差額金	**71,814**
		純資産合計	**3,096,209**
資産合計	**7,726,647**	**負債・純資産合計**	**7,726,647**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		2,309,202
営業費用		2,308,648
営業利益		553
営業外収益		
受取利息	6,174	
受取配当金	5,744	
受取賃貸料	2,980	
排出権収入	7,721	
その他	9,060	31,680
営業外費用		
支払利息	17,966	
その他	9	17,975
経常利益		14,258
特別利益		
固定資産売却益	9,358	
投資有価証券売却益	6,852	16,210
特別損失		
固定資産売却損	45,886	
固定資産除却損	18,802	
減損損失	986,565	
関係会社株式評価損	2,508	
その他	21,062	1,074,824
税引前当期純損失		1,044,355
法人税、住民税及び事業税	2,317	
法人税等調整額	776,216	778,533
当期純損失		1,822,889

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会　御中

三優監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　林　寛尚　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　八代英明　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社三洋堂ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会　御中

三優監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　林　寛尚　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　八代英明　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三洋堂ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不

正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社三洋堂ホールディングス　監査役会

常勤監査役　佐々木　信　生　㊞

社外監査役　森　島　康　雄　㊞

社外監査役　三　上　友美恵　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2020年３月期の個別決算において1,302,081,199円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するために、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

なお、当事業年度末の期末配当につきましては、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきたく存じます。

１．資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

繰越損失を填補し、財務戦略上の柔軟性及び機動性の確保を目指すため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額を減少し、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	１，７１２，５３３，８００円のうち、 ５８２，０８１，１９９円
利益準備金	２０，０００，０００円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	５８２，０８１，１９９円
繰越利益剰余金	２０，０００，０００円

(3) 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生じる日

2020年6月23日

２．剰余金の処分の要領

剰余金の処分につきましては、会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額の減少並びにその他資本剰余金及び繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金を振り替え、更に別途積立金を取り崩し繰越利益剰余金を増加させ、欠損填補をいたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	５８２，０８１，１９９円
別途積立金	７００，０００，０００円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	１，２８２，０８１，１９９円

(3) 剰余金の処分が効力を生じる日

2020年6月23日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かとうかずひろ 加藤和裕 (1960年７月17日生)	1983年３月　当社入社 当社取締役 1983年４月　当社監査役 (株)ビジネスコンサルタント入社 1984年４月　(株)杁中三洋堂入社 1987年３月　当社取締役 1987年11月　(有)三洋堂食品 (現(有)日和エステート)設立 同社代表取締役社長(現任) 1996年１月　当社常務取締役 1996年10月　当社代表取締役副社長 2000年７月　当社代表取締役社長(現任) 2011年６月　当社最高経営責任者兼最高執行役員(現任) 2011年12月　(株)三洋堂プログレ代表取締役社長 （重要な兼職の状況） 2012年４月　(株)三洋堂書店代表取締役社長(現任) 2019年４月　(株)三洋堂プログレ取締役(現任)	741,700株
2	かめわりたく 亀割卓 (1966年３月２日生)	1990年４月　東京出版販売(株)(現(株)トーハン)入社 2003年４月　同社対策推進グループマネジャー 2003年11月　当社社外監査役 2010年10月　(株)トーハン取引部マネジャー 2012年６月　同社取引部長 2016年６月　同社監査室長 2017年４月　当社総務部次長 2017年６月　当社取締役上席執行役員総務部長 2018年６月　当社常務取締役上席執行役員総務部長 2019年６月　当社取締役副社長上席執行役員総務部長 2019年10月　当社取締役副社長上席執行役員管理本部長兼総務部長 2020年４月　当社取締役副社長上席執行役員(現任)	―株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	いとう　いさむ 伊藤　勇 (1964年８月13日生)	1988年２月　当社入社 2007年６月　当社取締役執行役員店舗運営部長 2011年３月　当社取締役執行役員ＡＶ商品部長 2011年12月　当社取締役執行役員人事部長 2013年３月　当社取締役執行役員人事総務部長 (株)三洋堂プログレ取締役 2017年１月　当社取締役執行役員総務部長 2017年６月　当社取締役執行役員経営企画室長 2020年４月　当社取締役執行役員人事総務部長(現任)	14,500株
4	かとう　まさやす 加藤　正康 (1991年４月14日生)	2014年４月　(株)愛知銀行入行 2017年12月　当社入社 (有)日和エステート取締役(現任) 2018年１月　当社経営企画室 2018年６月　当社開発部開発グループ専門職 2019年５月　当社経営企画室専門職 2019年６月　当社取締役（現任） 当社愛知ロジスティックスセンター専門職 2020年１月　当社人事部付専門職(現任) （重要な兼職の状況） 2019年４月　(株)三洋堂プログレ代表取締役社長(現任)	21,500株
5	すぎもと　かおり 杉本　香織 (1973年４月６日生)	1997年12月　(株)ＯＫ給食(現オーケーズデリカ(株))入社 2004年４月　同社常務取締役 2013年４月　同社専務取締役 2015年４月　同社代表取締役専務 2018年６月　当社社外取締役(現任) （重要な兼職の状況） 2015年４月　(株)菜友代表取締役(現任) 2015年11月　オーケーズデリカ(株)代表取締役社長(現任)	－株
6	ふじさき　めぐみ 藤崎　恵 (1974年12月23日生)	1997年４月　(株)トーハン入社 2007年４月　同社書籍一般書グループアシスタントマネジャー 2017年９月　同社特販第三部第三グループマネジャー 2019年６月　当社社外取締役(現任) （重要な兼職の状況） 2018年４月　(株)トーハングループ書店事業部第二グループマネジャー(現任)	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．杉本香織氏及び藤﨑恵氏は、社外取締役候補者であります。
３．藤﨑恵氏は、特定関係事業者である株式会社トーハンの使用人であります。
４．藤﨑恵氏は、当社の特定関係事業者である株式会社トーハンより過去２年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
５．杉本香織氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての経験と知識、特に消費者動向に関する高い見識を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただけるものと考え、選任をお願いするものであります。
６．会社経営に直接関与した経験はありませんが、藤﨑恵氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の筆頭株主であり、書籍取次会社である株式会社トーハンのグループ書店事業部に所属し、業界事情に通じていることから、また、株式会社トーハンと2018年８月に締結した資本業務提携契約に基づき相互に連携を深めることを目的とし、その知識と経験を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただきたいため、選任をお願いするものであります。
７．当社は、杉本香織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
８．当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、杉本香織氏及び藤﨑恵氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任を、法令が定める金額を限度額とする契約を締結しており、両氏が再任された際には、同契約を継続する予定であります。
９．杉本香織氏及び藤﨑恵氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって杉本香織氏が２年、藤﨑恵氏が１年であります。
10．所有する当社の株式数には、三洋堂ホールディングス役員持株会における持株数は含まれておりません。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2016年６月23日開催の第39回定時株主総会において補欠監査役に選任された林正樹氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
林　正樹 （1949年５月31日生）	1973年４月　ブリヂストンタイヤ㈱（現㈱ブリヂストン）入社 1977年12月　扶桑監査法人入所 1981年８月　公認会計士登録 1982年９月　林会計事務所入所 1998年１月　林会計事務所代表就任（現任） 2001年７月　当社顧問税理士（現任）	－株

（注）１．候補者と当社は、顧問税理士契約を締結しております。

２．林正樹氏は、社外監査役の補欠監査役として選任するものであります。

３．林正樹氏は監査役に就任された場合に、長年の公認会計士として培われた財務・法律知識を当社の監査制度に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

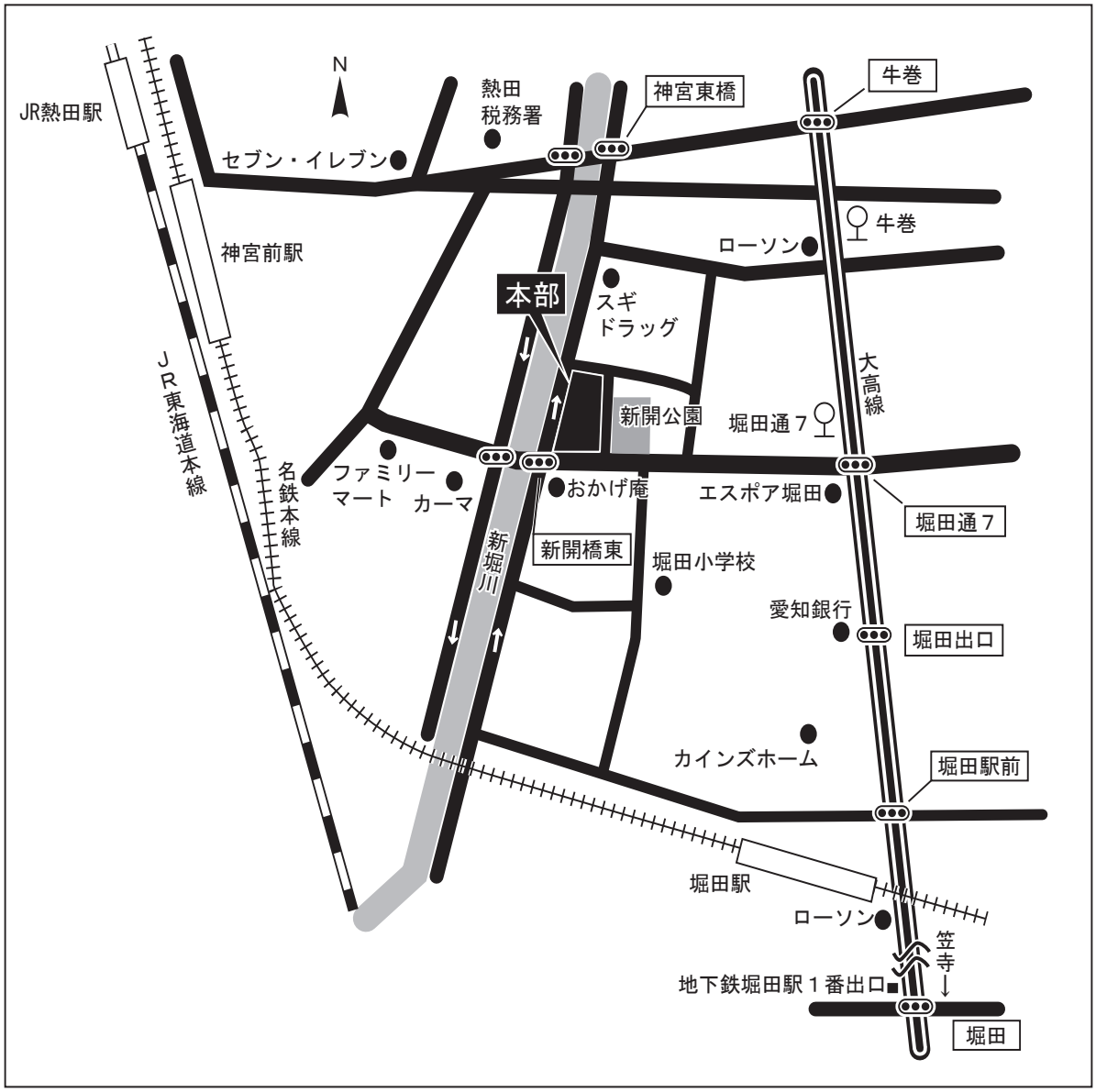
４．林正樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務、法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。

５．林正樹氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、法令が定める金額を限度額とする契約を締結する予定であります。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：名古屋市瑞穂区新開町18番22号
当社本部　５階　大会議室
TEL　052－871－3434



交通　◆名鉄「神宮前」駅東口から800m
◆地下鉄「堀田」駅１番出口から1,050m
◆市営バス（瑞穂巡回）「堀田通７丁目」停留所より250m
◆市営バス「牛巻」停留所より650m

＜お願い＞

会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

会場内に喫煙所は設けておりませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。